# 平成25年度業務実績評価

## 【全体評価】

(産業技術大学院大学について)

・また、産技高専との9年間一貫教育については、連続して産技高専からの入学者がいないことから、 その目的や有効性等について、学生や社会のニーズに立ち返ってその本来的な意味を問い直す必 要があると考えられる。産技大のミッションや強みの再確認とあわせて、検討を期待したい。

(東京都立産業技術高等専門学校について)

・ 産技大の評価でも触れたが、産技大との9年間一貫教育については、連続して産技高専からの進 学者がいないことから、その目的や有効性等について、学生や社会のニーズに立ち返ってその本来 的な意味を問い直す必要があると考えられる。

## 【項目別評価】

- Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (2)教育の実施体制等に関する取組

# 【教育の実施体制】

・一方、9年間一貫教育について、Uターン入試制度の導入など様々な取り組みをしていることは認 められるが、高専専攻科修了生の産技大入学は23年度以降4年連続で0名であることを踏まえ、今 後、学生や社会のニーズに立ち返り、見直しを検討する必要がある。

(項目別評価 東京都立産業技術高等専門学校 同文)

# 中期計画の変更内容

### 中期計画(新)

### 中期計画(旧)

- ために取るべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する取組
- ◇教育の実施体制

### <複線型教育システムの拡充・推進>

③体系的な知識・スキルを修得した高度専門技術 者を輩出するため、東京都立産業技術高等専門学 校と連携し、産業界のニーズに応じた実践的な専 門教育の充実を図り、複線型教育システムを拡 <u> 充・推進する</u>とともに、教育研究活動における連

- 携・交流を推進する。
- 達成するために取るべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置
- |(1)教育の内容等に関する取組
- ◇教育課程•教育方法

## <複線型教育システムの拡充・推進>

⑤産業界のニーズに応じた実践的な専門教育の充 <u>実を図ることにより、</u>体系的な知識・スキルを修 得した高度専門技術者が輩出されるよう、産業技 術大学院大学と連携して複線型教育システムを拡 <u> 充・推進するとともに、</u>教育研究活動における連 携・交流を推進する。

- |Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成する |Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するため に取るべき措置
  - 1 教育に関する目標を達成するための措置 (2)教育の実施体制等に関する取組
  - ◇教育の実施体制

<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>

③体系的な知識・スキルを修得した高度専門技術者を 輩出するため、東京都立産業技術高等専門学校専攻科 からの進学による9年間一貫コースや高専カリキュラ ムの設計を東京都都立産業技術高等専門学校と協力し <u>て行う</u>とともに、教育研究活動における連携・交流を 推進する。

- Ⅳ 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標を Ⅳ 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標を |達成するために取るべき措置
  - |1 教育に関する目標を達成するための措置
  - 【(1)教育の内容等に関する取組
  - ◇教育課程・教育方法

<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>

⑤本科修了後、専攻科から産業技術大学院大学への進 学により、体系的な知識・スキルを修得した高度専門 技術者が輩出されるよう、9年間一貫のコースやカリ キュラムの設計を産業技術大学院大学と協力して行う とともに、教育研究活動における連携・交流を推進す

# 中期計画変更の趣旨

「意欲ある若い世代に、より高度な専門知識や技術を学ぶ機会を提供するため、教育 研究における産業技術大学院大学と東京都立産業技術高等専門学校との連携を強化す る」とする中期目標の達成に向けて、9年間一貫教育(直接進学)に力点をおく連携 |施策から、実務経験を持つ産技高専卒業生を対象とした入試制度の整備など、学生の ニーズに応じた多様な人材育成ルートを構築し、複線型教育システムを拡充・推進し ていくことを明確にするため、中期計画を変更する。

○ものづくり産業を担う多様なレベルの人材を育成するため、平成18年度に産技高専専攻科 及び産技大を設置した。

○さらに、平成20年度の産技高専法人化後、中期目標に掲げられた「より高度な専門知識や 技術を学ぶ機会を提供する」ための取組のひとつとして、産技高専専攻科から産技大への一 貫技術者育成コース(9年間一貫教育)の設置を中期計画に位置付け、一定の実績をあげてき た。(表1)

○しかし、リーマンショック後の景気回復による卒業者の堅調な就職状況に加え、修了生の研 究型大学院やブランド力のある大学院への進学志向などから、ここ数年は産技高専専攻科か ら産技大への直接進学の実績が出ていない状況にある。(表1)(表2)

○一方、産技大の入学者属性を分析すると、一定の就業経験などを経て産技大に進学する産 技高専出身者が、コンスタントに存在している。(表3)

○このことから、産技高専専攻科から産技大への直接進学だけでなく、一定の就業経験を経た 産技高専出身者向けの進学ルートの確保など、多様な人材育成ルートの構築に学生や社会の ニーズがあると考えられる。

## (参考)入学状況等

### (表1)産技高専専攻科⇒産技大への入学者数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入学者数	5	3	0	0	0	0

### (表2) 産技高専専攻科生の進路状況(各年度修了生)

٠.	, , <u></u> -,				- D 1170 1	~	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	進学者数	20	9	7	14	17	10
	<b>計職者</b> 数	9	5	22	16	20	17

### (表3)産技高専出身者の産技大入学者数

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
入学者数		6	5	1	1	1	1
	うち就業経験あり	1	2	1	1	0	1

### (参考)産技大の就業経験者比率

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
56.6%	72.0%	70.4%	65.2%	72.5%	70.3%

### <地方独立行政法人法(平成15年7月16日 法律第118号)【抜粋】>

(中期計画)

- 第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項(中期目標)の指示を受けたときは、設立団体 の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下、「中期計画」と いう。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとする ときも、同様とする。
- 2 略
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を 聞かなければならない。